

排出量及び取組の状況等に関する論点整理

平成19年4月17日

中央環境審議会地球環境部会

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

現在、我が国においては、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に基づいて京都議定書の6%削減目標のための施策が実施されている。

2007年度に行う同計画の評価・見直しに向けて、平成18年11月以降、中央環境審議会地球環境部会と産業構造審議会環境部会地球環境小委員会は13回にわたり合同会合を開催し、有識者や関連産業界、関係省庁からヒアリングを実施した。

本資料は、今後の審議に資するため、これまでの審議会において提示された論点を整理するものである。今後、更に議論を充実させ、本年夏頃に予定されている中間取りまとめ、本年末に予定されている最終取りまとめに結びつけていくことが期待される。

1. 現状認識

(1) 我が国における温室効果ガス排出量の状況

我が国の温室効果ガス排出量は、2004年度が基準年比+7.4%、2005年度（速報値）が基準年比+8.1%となり、全体としては、増減しながら基準年比約5～8%を推移している¹。

部門ごとに見ると、産業部門（基準年総排出量に占めるシェアは38.2%）の2005年度排出量は基準年比▲3.2%である一方、運輸部門（基準年総排出量に占めるシェアは17.2%）の2005年度排出量は+18.1%であり、業務部門（基準年総排出量に占めるシェアは13.0%）、家庭部門（基準年総排出量に占めるシェアは10.1%）の2005年度排出量はそれぞれ

¹ 資料(1)：温室効果ガス排出量の動向に係る関連データ（平成19年4月17日 中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 合同会合 配付資料）

基準年比+42.2%、+37.4%となっている。

特に、エネルギー起源二酸化炭素についてはいずれの部門においても、2005年度排出量と比して、目標達成計画の目標値を達成するために更に削減が必要である。

また、ガス種ごとに見ると、エネルギー起源CO₂の2005年度排出量は基準年比+13.9%であるのに対し、代替フロン等3ガスの2005年度排出量は基準年比▲66.9%となっている。

このように、我が国の温室効果ガス排出については、ガス種ごと、部門ごとに排出量の傾向等に相違が見られる。

(2) 現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況

現行の「京都議定書目標達成計画」上は、約60の施策が定量的評価指標をもって位置づけられているほか、定性的内容のみをもつ施策が規定されている。

合同会合では、関係省庁からのヒアリング等により、それらの個々の施策についてこれまでの進捗状況を点検するとともに、2010年度の排出削減量見通しを確認した²。

さらに、従来産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会においてフォローアップしていた産業界の自主行動計画については、2006年度から中央環境審議会も参加してフォローアップを実施し、各業種（合計33業種）の計画の進捗状況・見通し等について点検を行った。また、その他の業種については、本合同会合において各々の所管省庁から、計画の策定状況やその内容、フォローアップ状況について報告がなされた。

これらの点検を通じ、上記の33業種の自主行動計画については、進捗状況・見通しについて評価が行われ、本年2月22日開催された「産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会 中央環境審議会自主行動計画フォローアップ専門委員会合同会議（以下、フォローアップ合同会議）」のフォローアップ結果³としてとりまとめられた。このとりまとめにおいては、①未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進、②定性的目標の定量化等の促進、③政府による厳格なフォローアップの実施、④目標引き上げの促進、⑤産業界による業務・家庭・運輸部門における取組の強化

² 資料(2)：京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況（平成19年4月17日中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 合同会合 配付資料）

³ 資料(3)：2006年度自主行動計画フォローアップ結果及び今後の課題等（平成19年3月26日）

等が今後の課題として上げられたところである。今後、本年秋を目途に 2007 年度のフォローアップを行う予定である。

自主行動計画以外の施策については、関連省庁から進捗状況・見通しについて報告されたが、総合的に見れば、これまで、個々の対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、施策の強化が必要と考えられる。また、見通しの根拠となるデータ等が十分明確に示されていない施策や、実績データが十分に更新されていない対策が多数含まれており、今後速やかにデータの精査等を進めていくことが必要である。今後の審議の中で、対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、目標達成を確実にするとの観点から、各対策の見通し値が「京都議定書目標達成計画」に掲げられた目標値を下回る程度の大きさ等について十分な注意を払って精査していくことが必要である。

(3) マクロ情勢の変化

平成 17 年度の現行計画策定時と比較して、温室効果ガス排出量に影響を与える主要なマクロ指標の見通しが改訂されている。例えば、我が国の経済成長率見通しの上方修正は、排出量見通しを増加させる可能性があり、他方、原油価格の上昇は排出量見通しを減少させる可能性がある。

今後の評価・見直しに当たっては、将来推計モデルによる作業を行いつつ、これらのマクロ情勢の変化が我が国の温室効果ガス排出量に与える影響の定量的把握に努める必要がある。

以上(1)～(3)を総合的に評価すると、計画に盛り込まれた対策は一定程度進捗しているものの、現状では、個々の施策が十分に進捗しているとまではいえない状態にあり、なお排出の増加傾向を反転させるに至っていない。また、マクロ経済情勢については今後の精査が必要であるものの、経済成長率見通しの上方修正等、排出量増加につながる要因も見られるところである。

今後、目標の達成に確実に期す観点から、現行計画上の対策の実施を一層加速化するとともに、全ての主体、分野について講じる2. に掲げる対策を含む追加対策の強化に向けた検討を早急に行うことが必要になると考えられる。

いずれにしても、具体的な過不足の程度を把握するためには、定量的な計算の作業が必要となる。今後、削減見通しを精査するため、将来推計モデルによる作業を行い、追加対策による削減可能量も含め、当該見通しを早期に定量的に明らかにし、評価を行う必要がある。

2. 今後の追加対策の論点

(1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策

自主行動計画に関連する追加対策については、本年2月のフォローアップ合同会議とりまとめ（前述）の中で以下のような方向性が示されている。

① 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等

主として、環境省（必要に応じ、内閣官房）、業種所管各省庁について、以下を提言。また、合同会議で委員より指摘のあった業種（及びその所管省庁等）を例に示す。

◇ 未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進

自主行動計画の未策定業種（特に、サービス（非製造）分野など。私立病院・私立学校等を含む）に対し、その策定を促すべき。

例）ぱちんこ店・ゲームセンター（警察庁）、学校、新聞（文部科学省）、病院、生協（厚生労働省）、情報サービス、リース、特定規模電気事業者（経済産業省） 等

◇ 定性的目標の定量化等の促進

自主行動計画を策定していても、数値目標を持たない業種（経団連非加盟業種、特に業務・運輸部門）に対し、目標の定量化を促すべき。

例）生保、損保（金融庁）、通信、放送（総務省）、外食産業（農林水産省） 等

◇ 政府による厳格なフォローアップの実施

所管省庁において、議事公開の下での審議会等プロセスの活用など、透明な手続きの下、厳格なフォローアップを実施すべき。また、毎年度の実施により、直近の正確な実態を把握すべき。

例）銀行、生保、損保（金融庁）、ビール酒造（財務省）、製薬（厚生労働省）、LPガス、商社（経済産業省） 等

◇ 目標引き上げの促進

厳格なフォローアップにより、業務・運輸部門の業種も含め、目標の引き上げを促進すべき。その際、現時点の実績水準以上の意欲的な新目標を設定すべき。

例）食品産業（農林水産省）、化学、石油（経済産業省）、トラック、住宅生産（国土交通省） 等